

社会福祉法人 瑞穂町社会福祉協議会  
企画・経営委員会設置要綱

平成12年 8月 1日  
要綱第 13号  
改正 平成15年 7月17日  
改正 平成25年11月30日

(設置)

第1条 この要綱は、瑞穂町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が行う事業及び運営を経営的な視点から評価、検討する機関として企画経営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事業活動の展開及び評価に関すること。
- (2) 福祉サービスの提供のあり方に関すること。
- (3) 財源のあり方に関すること。
- (4) 計画の進捗状況の点検及び見直しに関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に属する委員10人以内で構成し、会長がこれを委嘱する。  
ただし、委員会が必要と認めるときは、臨時委員を選任することができる。

- (1) 理事
- (2) 評議員
- (3) 行政関係者
- (4) 商工会関係者
- (5) 福祉団体・ボランティア関係者
- (6) 地域関係者
- (7) 東京都社会福祉協議会関係者
- (8) その他会長が必要とする者

2 委員会の運営及び方針等の指導助言を得るために、アドバイザーを置き、会長が委嘱する。

3 アドバイザーは、委員会に出席して助言及び意見等を述べることができる。

(委員会)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 名をおく。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員会は、必要に応じて専門的に研究及び計画立案する専門委員会を設置することができる。

6 専門委員会の委員は、委員長の推薦及び第 3 条第 1 項に基づいて、会長が委嘱する。

7 専門委員会に委員長及び副委員長を委員の互選により 1 名おく。

8 アドバイザーは、専門委員会に出席して助言及び意見等を述べることができる。

(任期)

第 5 条 委員及びアドバイザーの任期は、2 年間とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 専門委員会の任期は、委員会の任期と同じものとし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会が必要であると認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聴取することができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

2 施行日現在第 3 条第 1 項に規定する委員及び第 2 項に規定するアドバイザーの任期は、平成 13 年 5 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年11月30日から施行する。